【別紙】

番号	意見概要	ご意見に対する考え方
1	コロナ禍で、中小企業診断士は需要が高まる資格だと思う。試験の透明性確保に向けた中小企業庁における、より一層の取り組みが期待される。	今後とも中小企業診断士試験の透明性の確保等の取り組みを進めてまいります。
2	実務補習の対象企業数を現行の3社を2社にすることで、診断士の質の担保につながると認識することが困難ではないか。 実務補習の現状において危惧されているのは、全国にてほぼ同時に開催されているという実態であり、実習を行う企業数ではないと認識している。 〇四半期毎（年中を通じてほぼ毎月）開催されていれば、現状起きているような指導員不足などは解消される。 〇15日コースの存在が、診断士の実務補習の受講を困難にしている要因であり、全過程を5日間コースと変更し、フレキシブルな受講を可能とすべき。	現行の実務補習については、中小企業診断士の新規登録の要件として「実務補習を15日以上受講したこと」と規定されていることから、1社につき5日間の日程で診断を行う「5日間コース」を設定し、5日間コースを3回受講することによって15日以上の要件を満たすことができるように実施しています。 しかし、5日間で1社の診断を行う日程ついては、「じっくりと実務を学べない」といった指導者や受講者からのご意見として多く寄せられました。 このため、「3社以上」を「2社以上」と改正することによって、これまでの5日間コースに加え、例えば1社あたり7日間や8日間のコースなども設定し、より丁寧に実践的なカリキュラム構成のもとで実務を学べるような実務補習を行い、中小企業診断士の質の向上につなげていきたいと考えております。 また、ご提出いただきましたご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
3	一次試験に関して、現行の科目合格制の期限を撤廃すべき。 2次試験に関して、期限無しの科目合格制を取り入れるべき。 口述試験に関して、コロナ罹患等の場合は受験資格を延長すべき。 登録養成課程に関して、期限無しの単位制を取り入れて卒業し易くすべき。 登録養成課程に関して、出席日数が足りないだけで放校にせずに追加履修制度を設けるべき。 国の支援も入っている課程制度の労力を簡単に無駄にせずに成果を結実し易くすべき。	御意見どうもありがとうございます。今後の中小企業診断士制度の見直しに向けて参考にさせていただきます。
4	中小企業診断士試験の手数料の上げ幅の根拠は明確にしてください。 現行実務補習の対象企業数の見直しについて、『登録実務補習機関が行う現行の実務補習における「診断又は助言を行う対象中小企業者数」について、より丁寧に実践的なカリキュラム構成のもとで実務を学べるよう「3社以上」を「2社以上」に改定を行う』というのことだが3社を2社に減らすことが、より丁寧に実践的なカリキュラム構成になるか。	試験手数料の改定案につきましては、過去10年間の受験者1名あたりのコストをから算出しております。 実務補習については、中小企業診断士の新規登録の要件として「実務補習を15日以上受講したこと」と規定されていることから、1社につき5日間の日程で診断を行う「5日間コース」を設定し、5日間コースを3回受講することによって15日以上の要件を満たすことができるように実施しています。 しかし、5日間で1社の診断を行う日程ついては、「じっくりと実務を学べない」といった指導者や受講者からのご意見として多く寄せられました。 このため、「3社以上」を「2社以上」と改正することによって、これまでの5日間コースに加え、例えば1社あたり7日間や8日間のコースなども設定し、より丁寧に実践的なカリキュラム構成のもとで実務を学べるような実務補習を行い、中小企業診断士の質の向上につなげていきたいと考えております。
5	(1)コロナ対策のための経費の増加はやむを得ないことであり、ウィズコロナ時代を見据えた改正は理にかなっていると考える。 (2)中小企業診断士試験二次試験合格者が大幅に増加しており、従来型の実務補習だけでは受講希望を満たすことができないのは明らかになってきており、時季や一斉実施に縛られることのない多様な形の実務補習を導入することが必要。インターンシップ型実務補習はその必要性を満たす制度の一つであり、導入に賛意を表する。なお、実務への従事要件としてもこのインターンシップ型実務補習を受講できるよう指導すべきである。 (3)コロナ禍において診断を応諾する企業が少なくなっていることに加え、従来から3社の診断協力先を確保することには苦労することが多かったことを踏まえると、(2)の改正とあわせて必要な改正であると考える。 (4)官報への掲載待ちという無為な期間を過ごさずに速やかにWebサイト等で公示されることは望ましいことであり、変更に賛意を表する。 (5)事務的に必要な改正であり、改正に賛成する。	今後とも中小企業診断士に係る制度運用の適切な実施に努めて参ります。

番号	意見概要	ご意見に対する考え方
6	受験手数料引き上げはやむを得ないと考えるが、合否決定時に得点開示を行うことで事務負担軽減を行うべき。 ほぼ全員合格する口述試験を行う必要があるのか。 名称独占の規定を設けるべきだ。 資格の重要性から他の国家資格同様、「中小企業診断士法」を創設すべきと考える。	御意見どうもありがとうございます。今後の中小企業診断士制度の見直しに向けて参考にさせていただきます。
7	（1）登録等規則の本則への意見等につきましては、改正内容を溶け込ませながら検証を行った関係で提出する。 （2）実務要件については15日としているが、実務補習の日数等の変動も想定されるところ、例えば中小企業診断協会に対し、どのようなコースでの立て付けを求めるのか、見解を明らかにしていただきたい。 （3）別表一の二の追加 「同行」「指導」の解釈として、新型コロナウイルス感染症対策の観点でWeb会議システムを用いた方式の実施については「同行」「指導」として認められるか。 （4）その他の御意見について ①第十七条について「この改正だとどのような方法で公示するかが不明です。」 ②第四十五条」について「今回値上げするのであれば、試験成績の得点開示請求が多数行われているので、試験の合否通知の中に試験の点数を印字するようにし、その分、事務手数料分について上乗せする金額としてはいかがでしょうか。」	（1）ご意見を検討し、読み替え規定の見直し等の技術的な修正を行いました。また、最新の現行省令につきまして、ご確認いただければと思います。もしお手元にないようでしたら、中小企業庁経営支援課までお問い合わせください。 （2）今後、実務補習の具体的な実施方法につきましては実務補習機関（（一社）中小企業診断協会）と調整していきます。いただきましたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。 （3）実務補習におけるWEB会議システムの導入については、感染症の状況等を踏まえ、実務補習機関（（一社）中小企業診断協会）と調整していきます。 （4）①公示についてはホームページによる公示を検討しております。 ②提出いただきましたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。